

別表十七の二（二） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、外国法人が法第142条の4第1項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）及び第142条の5第1項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「総資産の帳簿価額の平均残高1」又は「総資産の帳簿価額の平均残高6」の各欄は、令第188条第2項第1号イ(1)（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「総負債の帳簿価額の平均残高2」又は「総負債の帳簿価額の平均残高7」の各欄は、令第188条第2項第1号イ(2)に規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額3」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額4」、「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額13」、「連結総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額14」、「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額21」、「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額40」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額41」、「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額44」、「連結総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額45」又は「恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額47」の各欄に記載した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 5 「連結貸借対照表における総資産の帳簿価額の平均残高11」又は「連結貸借対照表における総資産の帳簿価額の平均残高16」の各欄は、令第188条第4項第1号イに規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 6 「連結貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均残高12」又は「連結貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均残高17」の各欄は、令第188条第4項第1号ロに規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「規制上の自己資本の額39」の欄は、令第188条第2項第1号ロに規定する規制上の自己資本の額を記載します。
- 8 「規制上の連結自己資本の額43」の欄は、令第188条第4項第2号に規定する規制上の連結自己資本の額を記載します。